令和3年度「北海道空知地域創生協議会」第1回総会次第

日 時 令和3年6月29日(火)15:00~ 場 所 オンライン会議

- 1 開 会
- 2 付議案件
- (1) 議案第1号 令和2年度 北海道空知地域創生協議会 事業報告及び収支決算について
- (2) 議案第2号 北海道空知地域創生協議会 設置要綱等の改正及び制定について
- (3) 議案第3号 「そらち食の応援アンバサダー」の委嘱について
- (4) 議案第4号 北海道空知地域創生協議会事業に係る中間検証の実施について
- 3 閉 会

(閉会後)

16:00頃~(予定)

「そらち食の応援アンバサダー」のオンライン委嘱式 ※議案第3号が承認された場合

【配付資料】

次第(本紙) 出席者名簿

議案第1号 令和2年度 北海道空知地域創生協議会 事業報告及び収支決算 について

議案第2号 北海道空知地域創生協議会 設置要綱等の改正及び制定について

議案第3号 「そらち食の応援アンバサダー」の委嘱について

議案第4号 北海道空知地域創生協議会事業に係る中間検証の実施について

参考資料

「北海道空知地域創生協議会」について 「北海道空知地域創生協議会」役員等

北海道空知地域創生協議会 令和2年度(2020年度)事業報告(案)

1 多様な情報発信の実施

① WEBサイト「そらち・デ・ビュー」等による情報発信

ア WEBサイト「そらち・デ・ビュー」による情報発信

毎週木曜日更新を継続(4/23~5/7までは新型コロナ緊急事態宣言に伴い更新休止)。 これまでの食関連情報、イベント情報等に加え、新型コロナ禍を踏まえた新たな企画記事を連載。

- 「そらちの花・通信」(46 回掲載) ※花きの PR・需要喚起のため
- ・そらち温泉調査隊(13回)※管内温泉施設の情報発信
- てつこの部屋(18回)
- お家でそらち飯(10回) ※テイクアウト、お取り寄せ記事
- WEB サイト向上委員会(7回) など

【PV数】 430.311PV(令和2年度累計) 前年度比 △5.8 ポイント

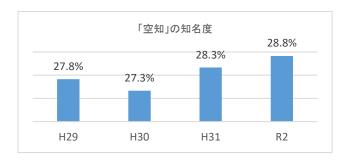
イ 空知知名度調査の実施

楽天インサイト株式会社に委託し、空知の知名度に関する WEB アンケート調査を実施。

実施時期 令和2年7月

調查対象 首都圏居住者(年代別・男女別)600名

調査結果 空知の知名度 R2年度 28.8%(前年度比+0.5ポイント)



ウ 協議会総合パンフレットの情報更新

令和2年12月時点の情報でパンフレットの情報更新を実施。

② SNS やそらち応援大使を活用した情報発信

ア SNS を活用した情報発信の実施

フェイスブック、インスタグラム、ツイッターによる情報発信を実施。また、SNS 上で投稿キャペーンを実施。特にインスタグラムのフォロワー数は増加傾向。

「#お家 de そらち飯」キャンペーン(5月1日~6月15日 応募総数 450) 「#そらちのいいところ」キャンペーン(7月15日~9月24日 応募総数 812) 「フォロー&いいね」プチキャンペーン(1月25日~2月8日 応募総数 174) ※「#わたしのそらち」投稿数 3,500 件突破記念により開催

< 令和3年3月末現在 フォロワー数 (() は令和2年3月末) > フェイスブック 2,467 (2,233)

インスタグラム 3,422 (2,096)

ツイッター 633 (421)

※SNS に投稿された写真例







イ そらち応援大使の知名度を活用した情報発信

そらち応援大使鈴井貴之氏に本年度作成する空知プロモーション動画(下記2以下参照)のプロデュース及び出演を依頼。

2 戦略的なプロモーションの実施

① 首都圏向けプロモーション事業

ア 空知プロモーション動画の作成

そらち応援大使鈴井貴之氏と連携し、空知の四季の「景観」をテーマとした PR 動画を制作。ドローンを活用して撮影した管内各地の特色ある四季折々の景観の中を、「空を知る男」鈴井氏が舞うというインパクトのある映像が完成した。

動画仕様:ショート ver. 15 秒 (2 種類)

(デジタルサイネージ等での活用を予定)

ロング ver. 90 秒 (動画配信等を予定)

(YouTube で配信、各種イベント時に放映)











イ そらちの魅力メディアプロモーションの実施

◆首都圏メディア等を対象とした PR

<第1回>

実施期間: 令和2年(2020年) 9月23日(水) ~9月24日(木)

招聘者: (株)旅行読売出版社

視察先:岩見沢市、長沼町

内 容:個人旅行者に対して発信力を有する首都圏メディア等を招聘し、実際に管内の魅力的

な観光素材を視察してもらうことで、雑誌等への記事化を働きかけるとともに、視察 した観光資源について意見聴取し、地域関係者にフィードバックすることで、今後の

魅力ある観光資源づくりに繋げる。

ターゲット:首都圏等のシニア層(主力購読層)

実施結果:雑誌「旅行読売」(11月号)に計7ページの記事掲載

〈第2回〉

実施期間:令和2年(2020年)9月30日(水)~10月2日(金)

招聘者: (株) インプレザリオ

視察先:岩見沢市、三笠市、深川市、長沼町、浦臼町

内 容:個人旅行者に対して発信力を有する首都圏メディア等を招聘し、実際に管内の魅力的

な観光素材を視察してもらうことで、雑誌等への記事化を働きかけるとともに、視察 した観光資源について意見聴取し、地域関係者にフィードバックすることで、今後の

魅力ある観光資源づくりに繋げる。

ターゲット:首都圏等の富裕層(主力購読者)

実施結果:雑誌「ACT4」(11月号)に計6ページの記事掲載

ウ そらち・再デ・ビュープロモーションの実施

フェイスブックページ「そらち・再デ・ビューの会」を令和3年2月に立ち上げ、首都圏等に 在住する空知ゆかりのヒトへの興味を再喚起するプロモーション「そらち・再デ・ビュープロモー

ション」を開始した。

ターゲット:首都圏在住の「子育て世代」(30~4

5歳位)で主に学生時代に空知に居住

していた者

情報発信:各市町への取材や調査等を参考に、

第1弾として「学校で食べた空知の

パンの思い出を語ろう!」というネ

夕を元に情報発信。

フォロワー数:529(令和3年3月末)

※令和3年度も引き続き、SNS上での相互発信を続け、更なる交流 拡大やオンラインイベント、リアルのオフ会等の開催に向けた検 討を行う。

② 札幌圏向けプロモーション事業

ア 札幌圏向け PR イベントの実施

くそらち・デ・ビューフェア 2020>

当初計画では、札幌市内の集客の見込まれる場所での PR イベントの開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、新たな生活様式を踏まえた新しい PR 手法としてオンラインによるイベントを開催した。

テーマ:「空知の食の魅力をPIZZA で語ろう!」 開催日時:令和3年3月6日(土)13:30~

実施方法: YouTube による LIVE 配信 (視聴無料、事前申込制)

配信会場:真のナポリピッツァ認定店「Lucci 岩見沢店」

内 容:「空知の食の魅力=食の多様性」を PR するため、作成中の空知の野菜をテーマとした冊子と

コラボし、野菜など空知食材をふんだんに使ったピッツァをイベントの中で作り、空知のワインなどとのマリアージュを出演者及び視聴者とともに味わうことで、空知の食の楽しみ方や幅広さを知ってもらう。併せて空知の観光スポットなどの魅力も紹介

する。

視聴者数:事前申込み 105名(札幌圏 61名、札幌圏以外の道内 13名、道外 31名)

ピッツァの事前冷凍配送 50 枚完売 当日視聴者数 90 名程度(最大)





空知の食の魅力を

PIZZAで語ろう!





<札幌市内ホテルと連携した食の魅力 PR>

ホテルオークラ札幌と連携し、空知の食材を活用したメニュー提供等を行う「空知フェア」を実施した。

実施期間:令和2年5月1日(金)~5月31日(日)

実施場所:ホテルオークラ札幌(札幌市中央区)

実施内容:空知の食材を活用したフェアメニューの提供(ホテル側提供)

当協議会で作成した PR リーフレットやパネルを活用した PR (協議会実施)

イ 札幌圏向け PR 素材の作成

札幌圏の子育て世代(特に母親)をターゲットとして、日帰りで楽しめる空知の魅力を生かす「空知のアクティビティ」をテーマとした PR パンフレットを作成し、令和2年9月から札幌市内(札幌駅観光案内所)及び管内の施設等へ配架するとともに、WEB サイト「そらち・デ・ビュー」への電子データの掲載、SNS や子育て世帯をターゲットとしたメルマガでの情報発信を実施した。

冊子名:「e'sorachi(え!空知?)~家族でアクティビティ編~」

仕 様:A5版カラー 全20ページ

印刷部数:10,000部並びにPDF電子データ





さらに令和2年3月には、e'sorachi第2弾として、食に興味や関心が強く、健康志向やエイジングケアも気になる40~60歳の女性をターゲットをとして、「空知の野菜」をテーマとしたPR冊子を作成し、WEBサイト「そらち・デ・ビュー」への電子データを掲載した。

冊子名: 「e'sorachi (え!空知?) ~ そらち野菜ハンドブック~」 仕 様: A5 版カラー 全 28 ページ PDF 電子データ

(冊子配布・プロモーションはR3年度に実施予定)





3 その他

新型コロナ禍を踏まえ、空知管内への動きの活性化を図るため、協議会のプロモーション素材を活用し、事務局が主体となり関連するイベントで PR 活動を実施した。

① ウポポイ

日 時:令和2年(2020年)8月22日(土)~8月23日(日)

場所:白老町駅前特設会場

内 容:総合パンフレットや「空・知・住」などを活用した PR の実施

炭鉄港 PR 活動(連携協力) 空知の魅力に関する現地アンケート、PR グッツの配布

② 「空知フェア」での連携 PR

日 時:令和2年10月3日(土)、5日(月) 場 所:どさんこプラザ札幌「空知フェア」会場内

内容:空知の魅力に関する現地アンケート、総合パンフレット・「空・知・住」・「e 'sorachi」

等を活用した PR の実施





令和2年度(2020年度) 北海道空知地域創生協議会 収支決算書(案)

【収入の部】 (単位:円)

項目	令和2年度 予 算	令和2年度 決 算	増減	備考
負担金	9,800,000	9,800,000	0	
各市町負担金	4,800,000	4,800,000	0	
振興局負担金	5,000,000	5,000,000	0	
雑収入	200,000	234,060	34,060	
ポロシャツ売上等	200,000	174,700	△ 25,300	
缶バッジ売上代金	О	2,660	2,660	
トラベルフェスタ出展料返金	О	56,700	56,700	
前年度繰入資金	1,819,252	1,819,252	0	
剰余金	1,819,252	1,819,252	0	
収入の部合計	11,819,252	11,853,312	34,060	

【支出の部】 (単位:円)

項目	令和2年度 予 算	令和2年度 決 算	増減	備考
事業費	11,200,000	11,410,241	210,241	
情報発信事業	2,400,000	2,306,862	△ 93,138	
ウェブサイト情報発信(通信料、メンテナンス等)	300,000	443,642	143,642	ミドルウェアバージョンアップ等による増
そらち応援大使の活用等情報発信	1,500,000	1,500,000	Ο	
総合パンフレット情報リニューアル	600,000	363,220	△ 236,780	データ更新のみとしたことによる減
プロモーション事業	8,800,000	9,103,379	303,379	
(首都圏向け) 映像等活用プロモーション(動画製作等)	4,200,000	4,000,440	△ 199,560	執行残
そらちの魅力メディアプロモーション(メディア招聘等)	400,000	428,870	28,870	
そらち・再デ・ビュー推進プロモーション	300,000	300,219	219	
(札幌圏向け) 札幌圏向けPRイベントの実施	1,500,000	2,060,135	560,135	開催経費の増
テーマ別空知地域魅力発信(テーマ別PR素材作成等)	2,400,000	2,313,715	△ 86,285	
事務費	600,000	430,865	△ 169,135	
事務用消耗品等の購入	400,000	232,370	△ 167,630	経費節減
知名度調査	200,000	198,495	△ 1,505	
予備費	19,252	12,206	△ 7,046	
諸費	19,252	Ο	△ 19,252	
次年度繰越		12,206	12,206	
支出の部合計	11,819,252	11,853,312	34,060	

令和2年度 会計監查報告書

令和2年度北海道空知地域創生協議会の会計監査に当たり、収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を審査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

北海道空知地域創生協議会

会長 白石 俊哉 様

令和3年(2021年) 5月18日 北海道空知地域創生協議会 監事 (美唄市長)

板東 知文

令和3年(2021年) 5月18日 北海道空知地域創生協議会 監事 (沼田町長)

横山 茂

空知地域創生協議会設置要綱等の改正(制定)の概要

1 改正(制定)の経緯

道が事務局を担う実行委員会については、令和2年6月に新たに策定した「実行委員会 方式による事業実施マニュアル」に基づき、財務や文書管理規程の整備、各部局の代表課 による進捗管理の導入などを通じて事業の適切な執行を図ることとされていることから、 本協議会においても、同マニュアルに基づき、設置要綱及び経費等取扱要領を改正すると ともに、文書管理規程を新たに制定するものであり、併せて、所要の改正を行うこととし たもの。

2 改正(制定)の趣旨

- (1) 北海道空知地域創生協議会設置要綱の改正
 - ・マニュアルに基づき会計に係る規定等を新設するなど、所要の規定の整備を行う。
 - ・令和3年度に中間検証を実施するため所要の見直しを行う。
 - ・協議会のこれまでの運営実態に合わせて所要の改正を行う。
- (2) 北海道空知地域創生協議会経費取扱要領の改正
 - ・マニュアルに基づき現金出納員及び資産管理者の設置規定等を新設するなど、所 要の規定の整備を行う。
- (3) 北海道空知地域創生協議会文書管理規程の制定
 - ・新たに文書管理規程を制定する。
- 3 改正(制定)の内容

別紙、各新旧対照表及び北海道空知地域創生協議会文書管理規程(案)のとおり

4 施行期日(予定)

令和3年(2021年)6月29日(第1回総会で議決後)

北海道空知地域創生協議会設置要綱 新旧対照表

	改正案	現行	改正理由など
	北海道空知地或創生協議会設置要網	北海道空知地或創生協議会設置要網	
•	(設置目的) 第1条 北海道空知地方創生協議会(以下、「協議会」という。)は、人 口減少が著しい空知地域の地域創生の活性化のため、空知総合振興局と 管内市町が連携して様々な課題解決に向けた取組を戦略的に実施するこ とを目的とする。	(設置目的) 第1条 北海道空知地方創生協議会(以下、「協議会」という。)は、人 口減少が著しい空知地域の地域創生の活性化のため、空知総合振興局と 管内市町が連携して様々な課題解決に向けた取組を戦略的に実施するこ とを目的とする。	
	(所掌事項) 第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1)空知地域の知名度を向上させるため、総合的な魅力発信をはじめと する空知地域の活性化に向けた取組を行うこと (2)その他前条の目的を達成するために必要な事項	(所掌事項) 第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 空知地域の知名度を向上させるため、総合的な魅力発信をはじめ とする空知地域の活性化に向けた取組を行うこと (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項	
	(構成) 第3条 協議会は、空知総合振興局及び空知管内24市町をもって構成す る。	(構成) 第3条 協議会は、空知総合振興局及び空知管内24市町をもって構成す る。	
	(組織) 第4条 協議会 <u>に、会長、副会長、委員及び監事を置く。</u> 2 会長は、空知総合振興局長をもって充てる。 3 副会長 <u>(3名)</u> は、委員のうちから会長が <u>選任する</u> 。 4 委員は <u>各市町長とする。</u> 5 監事(2名)は、委員のうちから会長が <u>選任する</u> 。	(組織) 第4条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事を置く。 2 会長は、空知総合振興局長をもって充てる。 3 副会長は、委員のうちから会長が選任し、うち1人を財務担当とす る。 4 委員は各市町長とし、会務を審議し運営する。 5 監事(2名)は、委員のうちから会長が選任し、協議会の会計その他の 事務を監査する。	※副会長の定数を明記。 ※職務は第5条に規定。 ※その他、文言を整理。

(暗森)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。
- 3 委員は、会務を審議し運営する。
- 4 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、協議会の解散の日までとす る。

(終会)

第7条 総会は、会長、副会長、委員及び監事(以下「委員等」とい う。)をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項について決定する。
- (1) 設置要綱の改正及び廃止
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3)予算の決定及び決算の承認
- (4) その他協議会の運営上、会長が必要と認める事項
- 3 総会は、会長が招集し、会長を議長とする。
- 4 総会は、委員等の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した副会 長、委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決 するところによる。
- 5 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、代理出席を認め

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

※委員及び監事の職 務を第5条にまと めて規定。

(任期)

第6条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、協議会の解散の日までとす ※ただし書きを削 る。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者 の任期とする。

(総会)

第7条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

※首長が監事の職に ある市町も本協議 会の構成員として 議決権を有するも のであることか ら、総会の構成員 に監事を追記。

(招集)

第8条 総会は、会長が招集し、会長を議長とする。

(議決等)

第9条 総会は、委員等の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した 副会長、委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長 の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、代理出席を認め

※総会の決定事項を 新設し、招集・議決 等の規定を整理

ることができる。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、空知総合振興局地或創生部地或政策課地域資源活用推進室 長及び各市町企画担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、空知総合振興局地域創生部地域政策課地域資源活用推進室長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長に事故あるときは、会長の指名する者がその職務を代行する。

(プロジェクト会議)

- 第9条 第2条の事業に関する専門的な事項の調査、検討及び円滑な推進を図るため、協議会にプロジェクト会議を置く。
- 2 プロジェクト会議<u>の構成員</u>は、<u>幹事会構成員のほか</u>第1条の趣旨に賛 同する民間の各種団体<u>及び第2条の事業に関する専門的な知見を有する</u> 者等の中から会長が選任する。
- 3 プロジェクト会議に<u>座長を置き、構成員の互選によりこれを選定する。</u>

(事務局)

- 第<u>10</u>条 協議会の事務全般を処理するため、事務局を空知総合振興局に置く。
- 2 事務局には、総括、事務局長、事務局次長及びその他の職員を置き、会長がこれを選任する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第11条 協議会の運営に係る経費は、構成自治体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

ることができる。

(幹事会)

第10条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、空知総合振興局地域創生部地域政策課地域資源活用推進室 長及び各市町企画担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを選任する。

(プロジェクト会議)

- 第<u>11</u>条 第2条の事業<u>の円滑な推進を図る</u>ため、協議会にプロジェクト会議を置く。
- 2 プロジェクト会議は、<u>専門的な事項を検討するため必要に応じて開催</u> し、第1条の趣旨に賛同する民間の各種団体等の<u>参加を認めることができる</u>。
- 3 プロジェクト会議に属すべき者は、検討する事項に応じて、前条の幹 事長が選任する。

(事務局)

- 第<u>12</u>条 協議会の事務全般を処理するため、事務局を空知総合振興局に置く。
- 2 事務局には、総括、事務局長、事務局次長及びその他の職員を置き、 会長がこれを選任する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第<u>13</u>条 協議会の運営に係る経費は、<u>原則、幹事会で協議し、総会で決定</u> する。 ※幹事会の役職について、実態に合わせた規定の見直しを行う。

※令和3年度に中間 評価を実施するため、本協議会のプロジェクト会議として評価組織を設置することとし、必要な規定の見直しを行う。

※経費取扱要領の改正に伴う改正※収入、会計年度及

ပာ

- 2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わり、出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。
- 3 <u>監事は、出納閉鎖後に、協議会の会計監査を行ったときは、その結果</u> を総会に報告しなければならない。
- 4 協議会の経費等の取扱いは、別に定める「北海道空知地方創生協議会経費等取扱要領」に基づき事務処理を行う。

(剰余金等の処理)

- 第12条 協議会は決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を 経て、これを処理しなければならない。
- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、 総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第13条 協議会は、第2条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成28年5月31日から施行する。

附則

1 この規約は、令和3年6月 日から施行する。

(新設)

2 協議会の経費の取扱いは、別に定める「北海道空知地方創生協議会経 費取扱要領」に基づき事務処理を行う。

(新設)

(新設)

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成28年5月31日から施行する。

び監査についての 規定の新設 (経費 取扱要領に規定さ れていたもの)

※剰余金等の規定の 新設

※事故処理の規定の 新設

北海道空知地域創生協議会経費等取扱要領 新旧対照表

改正案 . 現行	74
改正案	改正理由など
空知地域創生協議会経費等取扱要領 北海道空知地域創生協議会経費取扱要領	※資産等の規定を 新設したことに
1 目的 この要領は、北海道空知地域創生協議会設置要綱(以下「設置要綱」 この要領は、北海道空知地域創生協議会設置要綱(以下「設置要綱」 という。)第13条第2項の規定に基づき、北海道空知地域創生協議会の 経費(以下「経費」という。)の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。	よる追記 ※設置要綱の改正 に伴う修正
は、設置要綱第10条に規定する事務局が行う。 経費の会計事務は、設置要綱第12条に規定する事務局が行う。 (新設) 充てる。	※現金出納員及び 資産管理者の設 置の規定を新設
3 口座 5収入・支出を管理するため、口座を設置する。 事務局は事業に係る収入・支出を管理するため、口座を設置する。	
4 収入 ※1 項に規定する負担金は、負担金納入請求書(別 求する。 ※の原因が生じたときは、債務者に債務の履行請求 ※入確認書(別記様式2)により行う。 ※きは、領収証書を発行する。	※収入の事務処理 について、設置要 綱へ規定するな どの整理し、一部 新設
空知地域創生協議会設置要網(以下「設置要網」 担項の規定に基づき、北海道空知地域創生協議会の 「経費等」という。)の取扱いに関して必要な事項 とする。 2 事務局 株、設置要網第10条に規定する事務局が行う。 は納及び保管並びに資産の管理を行う責任者を置き、 充てる。 3 口座 事務局は事業に係る収入・支出を管理するため、口座を設置する。 4 収入 整費は、構成自治体又は一部事務組合の負担金及びその他の って充てる。負担金納入請求書(別 求する。 の原因が生じたときは、債務者に債務の履行請求 (別配様式2)により行う。	生協議会の を定めるこ う。 置する。 の収入をも

σ

	·	
5 支出	_(新設)	※支出の事務処理
(1) 支出の原因となるべき契約その他の行為をしようとするときは、関係		規定を新設
規定及び予算の定めるところに従い、支出の根拠、支出科目、金額、債		
権者等を調査確認し、購入等決定書(別記様式3)により行う。		
(2) 支出の決定は、債権者からの請求書その他支出の内容を明らかにした		
関係書類に基づき、支出決定書(別記様式4)により行う。		
6 支払		※支払の事務処理
(1) 支払は、原則として口座振替払とする。	·	規定を新設
(2) 地方自治法施行令(以下「政令」という。) 第161条第1項第17号及		
び北海道財務規則(以下「財務規則」という。)第84条に定められた経		
費又は経費の性質上事務の取扱いに支障を及ぼすと事務局長が特に認		
めた場合は、資金前途、概算払、前金払、立替払の方法により行うこ	-	
とができる。	'	
(3) 資金前途又は概算払を行った場合は、支払後又は業務終了後、精算		
票(別記様式5)により速やかに精算を行う。		
(4) 立替払を行った場合は、業務終了後直ちに事務局長の承認を受け、		•
その支払を証明するに足りる書類を添えて請求を行う。		
(5) 現金により支払を行ったときは、領収証等の証拠書類を徴取する。		
·		

7 契約及び出納

(1) 契約の実施については、<u>地方自治法、政令及び財務規則(以下「財務</u> 規則等」という。)に準じた手続きを行う。

規則寺」といつ。)に	<u> 早したナポさで11フ。</u>	
手順	内容	備考
① 目的、必要性、数量	事業計画等に照らして妥当であ	
等の検討	るかを確認	
② 内容・数量等の積	予定する価格に応じて、競争入	(2)を参照
算、予定価格の決定	札、見積もり合わせによる随意	
	契約、1 煮による随意契約等、契	
	約の方法を決定	
③ 見積書等の徴収	見積りがとれないものは、カタ	
	ログ、料金表により確認	
④ 購入等決定書の作	上記内容等により購入等決定書	(別記様式3)
成	を作成	
⑤ 購入等の決定	金額等に応じて決定	-
⑥ 契約の締結	必要に応じて契約書、請書等を	
	作成	
⑦ 業務の完了	確認、検査を実施	
⑧ 支出決定書の作成	原則、口座振替により支出	(別記様式4)
⑨ 収支簿への記載	収入・支出状況を記載	(別記様式6)

(2) 契約の方法については、原則として次のとおりとする。

区分	物品	委託	賃貸借	その他
競争入札	160万円以上			
随意契約	160 万円未満	100 万円未満	80 万円未満	競争に寄り
(見積もり2者)_	30万円以上	30万円以上	30万円以上	がたい場合
随意契約	30万円未満	30万円未満	30万円未満	にはプロポ ーザル方式
(1 者随契)				による随意
			'	契約も可

5 契約及び出納

(1) 契約の実施については、<u>北海道財務会計関係法令</u>に準じた手続きを 行う。

1370		
手順	内容	備考
① 目的、必要性、数量	事業計画等に照らして妥当であ	
等の検討	るかを確認	
② 内容・数量等の積	予定する価格に応じて、競争入	(2)を参照
算、予定価格の決定	札、見積もり合わせによる随意	·
	契約、1社による随意契約等、契	·
	約の方法を決定	
③ 見積書等の徴収	見積りがとれないものは、カタ	
	ログ、料金表により確認	
④ 購入等決定書の作	上記内容等により購入等決定書	(別記様式3)
成	を作成	
⑤ 購入等の決定	金額等に応じて決定	
⑥ 契約の締結	必要に応じて契約書、請書等を	
	作成	
⑦ 業務の完了	確認、検査を実施	
⑧ 支出決定書の作成	原則、口座振替により支出	(別記様式4)
⑨ 収支簿への記載	収入・支出状況を記載	(別記様式5)

(2) 契約の方法については、原則として次のとおりとする。

区分	物品	委託	賃貸借	その他
競争入札	160 万円以上	100万円以上	80万円以上	価格のみの
随意契約	160 万円未満	100 万円未満	80 万円未満	競争に寄り
(見積もり2者)	30万円以上	30万円以上	30万円以上	がたい場合
随意契約	30 万円未満	30万円未満	30万円未満	にはプロポ
(1 者随契)				ーザル方式
1 - 4				による随意
				契約も可

※根拠規定についての整理及び字句修正

(3) 協議会の事業に係る旅費については、「北海道職員等の旅費に関する 条例(北海道条例第38号)」等に準じ、「旅行命令書」(別記様式7)に より決定する。

8 検査

- (1) 協議会が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査を行う。
- (2) 検査の方法及び検査調書の作成については、財務規則等に定める手続きの例による。

9 専決

事務局長及び事務局次長は、別表に掲げる事項を専決することができる。

(削除)

(削除)

(3) 協議会の事業に係る旅費については、「北海道職員等の旅費に関する 条例(北海道条例第38号)」等に準じ、「旅行命令書」(別記様式<u>6</u>)に より決定する。

(新設)

※検査の規定を新設

6 専決

事務局長及び事務局次長は、別表に掲げる事項を専決することができる。

7 会計

- (1) 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- (2) 出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

8 予算及び決算

- (1) 予算は、事業計画に基づき、事務局が作成し、総会で決定する。
- (2) 決算は、出納閉鎖後、経費決算報告書を作成し、総会に提出する。
- (3) 出納閉鎖後に剰余金がある場合は、次年度に繰り越す。

※会計年度等について設置要綱に規定

※予算及び決算について設置要綱に規定

10 資産

- (1) 協議会の資産は、固定資産、物品及び金券をいう。
- (2) 固定資産の範囲は、次のとおりとする。

区分	内容
有形固定資産	土地、建物、工作物、立木竹及びこれらの従物
無形固定資産	地上権、借地権、施設利用権、著作権、商標権その他
	これらに準ずる権利

- (3) 固定資産の増減又は移動に関する事項を固定資産台帳(別記様式8) に記載する。
- (4) 物品の範囲は、次のとおりとする。ただし、固定資産に属するもの を除く。

区分	内容
備品	取得価格が10万円以上で耐用年数が1年以上のもの
消耗品	取得価格が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもの

- (5) 備品の増減又は移動に関する事項を備品台帳(別記様式9)に記載す る。
- (6) 金券の範囲は、郵便切手、タクシーチケット、その他証票の提示又は 交付により金銭の代わりをなすものとする。
- (7) 金券は鍵のかかるところに保管し、使用による価値の増減又は移動に 関する事項を金券管理台帳(切手受払簿(別記様式10)、その他はこれ に準ずる)に記載する。
- (8) 不要固定資産及び不要物品等の処分については、事務局次長の決裁を 経て譲渡、廃棄又は除却することができる。

(削除)

(新設)

ばならない。

※会計監査につい て設置要綱に規 定

※資産の規定を新

嗀

9 監査 この要領に基づく会計事務等について、出納閉鎖後に、設置要綱第4 条第5項に規定する監事の監査を受け、その結果を総会に報告しなけれ この要領に定めるもののほか、経費等の取扱いに関し必要な事項は協議会の会長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年6月 日から施行する。

別表

区分	専決事項
事務局長	1 件の金額が、100 万円未満の経費の契約
	及び支出に関する行為
事務局次長	1件の金額が、30万円未満の経費の契約及
	び支出に関する行為

10 その他

この要領に定めるもののほか、経費の取扱いに関し必要な事項は協議会の会長が定める。

附 則

1 この要領は、平成28年5月31日から施行する。

別表

区分	専決事項
事務局長	1件の金額が、100万円未満の経費の契約
	及び支出に関する行為
事務局次長	1件の金額が、30万円未満の経費の契約及
	び支出に関する行為

別記様式1

年 月 日

北海道空知地域創生協議会負担金納入請求書

協議会構成各市町長 様 様

北海道空知地域創生協議会

会長

(空知総合振興局長)卿

北海道空知地域創生協議会の負担金の納入について、「北海道空知地域創生協 議会経費取扱要領」第4の規定により、次のとおり請求します。

ñ

1 負担金の額

000, 000H

2 振込先(納入先)

金融機関名:北洋銀行

支店名:岩見沢中央支店(店番381)

預金科目:普通

口座番号:4272359

口座名義:北海道空知地域創生協議会

会長

車務局

空知総合振興局地域創生部地域政策課

別記様式1

平成 年 月 日

※元号を削除

北海道空知地域創生協議会負担金納入請求書

協議会構成各市町長 様 様

北海道空知地域創生協議会

会長

(空知総合振興局長) ⑩

北海道空知地域創生協議会の負担金の納入について、「北海道空知地域創生協 議会経費取扱要領」第4の規定により、次のとおり請求します。

\$

1 負担金の額

OOO, OOOM

2 振込先(納入先)

金融機関名:北洋銀行

支店名:岩見沢中央支店(店番381)

預金科目:普通

口座番号:4272359

口座名義:北海道空知地域創生協議会

会長

事務局:

空知総合振興局地域創生部地域政策課

į	(別足神红2)		(別記牌式2)	
		等医局(标准为文章) (版 NG	(成務項を含う の変)	
	_	_ 年 月 貝	· ————————————————————————————————————	ューニー」 ※元号を削除
	. 权入確	恕 書	収入 強 銀 書	
	1 収入版 ¥ 円		1 収入額 <u>¥ 円</u>	
	2 収入年月日 年 月 日~	年 月 日	2 収入年月日 <u>平成</u> 年 月日 <u>~ 平成</u> 年月	B
	3 收入の内訳		3 収入の内部	
	北海道空知地域創	生協議会	北海道空知地域創生協議会	

. . . .

(1)記様式3)

会 長	本 語									
	率務局長	非常显然来	但 ※							
	†									
		1								
		1								
	ł	1 1								

購入等決定書

起來日	1	年	月	8	决	定日	l	年	月	В
								•	-	
起來者										
目的										
,				•						
支出金額				P		費目				
	[根拠]									
内 訳										-
契約方法								民拠		
支 出 先										
価 考										

※内訳等、必要に応じて書類を添付すること。

١	納品等確認	確認年月日	 年	月	B			
١		確認者職氏名					•	
١						ΕŪ		
1								

北海道空知地域創生協議会

(別記様式3)

会長		革務局													
	事務局長	軍務最次長	19 26												
			,												
	1														

購入等決定書

起茶日	严 医	年	月	8	决	定日	平成	年	月	Е
起案者										
目的									•	
京出金額				P.]	奏目	· ·			
	(役选)		-							
内 訳										
契約方法			•				很放	ı		
支出先										
匯 考										

※内訳等、必要に応じて書類を添付すること。

納品等確認	確認年月日	平成	年	月	В	
	確認者職氏名					卸
		•				

北海道空知地域创生協議会

※元号を削除

				,						<u> </u>
(別記株式4)	(91838	2様式4)								
会長 副会長 事務日 (場際年) (福西東京) (福西東京) (福西東京) (福西東京) (福西東京) (福西東京) (福西東京)]		余長	副会長 (対策組件)	70000	(STATE AND	待馬	(B) (A)]	
(世報年分) (番号度が) (集 型)	1	ľ		/44-41	10842/	1911-112		, ,	1	
				434	: 坚成	年	月	B		※元号を削除
起来: 年 月 日 決定: 年 月 日					· <u>平成</u>					
ж. —						·				
支 出 決 定 書		支	Ħ	l	決	定	書			
事	1	事 業 名:								
	.									
賽 目: 张込手教科 · 合 計	1	★ 日: ☆ 額:		.		野科・		# 1		
金 額: 円 円・ 0円	·	<u> </u>				7		,		
被 第 内 訳:		<u>粮</u>	其内	訳 :				-		
, .			ſ					1		
使 推 省		传 推 者								
支 払 方 法:		支払方法	:							
[[]	ı	
(確 考:		(備 考	:	•				٠ ٦		
								j		
		C								
					٠					
		,								
北海道空知地域創生協議会			北湖	道空知	地域創生	協議会				
								•		

				 設)			※精算票を報
(別記様式5)		*	技局				
	•	(事務局次長)	(組 当)				
		年 月	B			•	
		精 算 票			·		
	受領額	特事訊	返納額		•		
	Ħ	P	FS			•	
内容			·				
·					,		
棋算者	瀬氏名		印	,		,	
資金前波日	4年 月	田 戦算払日	年 月 日	·			
					,		
		•					
	北	海道空知地域創生協議会		•			
					•		

									-				A ₁₀	•		
(男記神式①)						}-	CHERNS	,								※様式番号を修正
•	拉湖安权支牌							- I			企業会収支券		-			
* A D 2	被入 教入	東出	1H	善善善			# B	a		要	W.	東线	71	開牲	 	
· [] -		 								-	+		·			
						1								·		
							\vdash	Щ.,			 		<u> </u>		_	
						ŀ	\vdash						 	!		
							 	\vdash			+					
						1.						·				
											 -					
							H	-			 		 		┥	
		-													⇉	
							ш	\vdash							<u> </u>	
					•		\vdash	-							 	
		┪┈┈┤	-				\vdash	-	-							·
		İ								,						
								\vdash								
							ш									
					•											
														•		
							•					•	•			
															,	
		•					•							•		
																·
		•														
•																
			•			ľ								•		
												•		•		
]										
				•		1].
			•		•											, ,
	北海運空知地域副生位議会									北京建立和	准例生協議会					
	<u>《海湾里利布中町工程開展</u>															-
						ĺ										

-- .

(緊犯様式<u>了</u>)

			旅	ŕ	Ť	命		令	書					
	栎	行		計	4	ì				精	Ж.	嬳	3-8	_
旅行命	分儀者	Γ	g.	1	縒		Т	担当	者	都有维查	Т	搵	当	ă
命		\vdash					_		+		1			
令													^	
 苹 菜 名		I												
発令年月日		· 年	Я	1	3		٠							
族行番号														
旅行者														
所 漢 等				-				•						
旗名等									鉑					
氏名					•				1 41					
用 翐														
旅行期間		年	Я	B	~ _		年	月	8			自開	ļ.	
出発地							盆	8	ī			_		P
										撲	命年	A	B	
用 												_		
8											年	Я		Ε
地													東保	
	La 12 =4		-4-	+s}-				ŠŘ.	求	<u> </u>	_	B '	T E	
上記のと									_ _	, A				
数算払の	ま 費 を	, ,	再糕	捕算	し	ます	-	糅	稟	.Я	1	B	Ð	
命令奖更	等又は	A :	Ę											
	•													
	•													
	-													

北海道交短地域創生協議会

(別記様式<u>5</u>)

旅行命			庭	#	**************************************	担当	表 1	精 算	雅 製
命令 本名日 本名日	平成					担当		后春等推養	担当
8 全 本 本 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	平成		Я	<u> </u>			an.		
事 本 名			Я	E		<u> </u>	a		
発令年月日 旅行書号 旅 行 新 議 名 名 新 新 議 名 名			А	9		-			
旅行者号 旅 行者 所 漢名名 纸 我 纸 我									
旅行者等。	· · · ·						期		
所 篇 等 聚 名 等 氏 名 用 務	· · · ·						卸		
職名等 氏名 用 務 旅行知間	· · · ·						割		
氏 名 用 務 旅行期間	· · · ·					<u> </u>	朝		
旅行期間	亚 玻						- H		
旅行期間									-
	<u> 乖成</u>								
		年	月	B ~	華成	年 月	В		超開
W 75 76					7	ž 15 1			
						- 101		- M- A	
用								12E 141F	年月日
₹								£E.	Я
··· [,	
地									係保
上記のと	おり訓	宋(しまう	F.		\$#	求	月	日 - 1
数算払の	旅費を	. F	可概制	無耳し	ます.	精	35	月	日 邦
命令変更									
MA 12 34 34	# V H	14 3	44.						

北海道空知地坝制生協議会

※様式番号を修正 及び元号を削除 (新設)

(別記様式8)

固定資産台帳

		規格	6.5		受異 私富		3	使用状況· 現分経道		
年月日	& &	規格 品質 形状	紀号 番号	数重	単価	数重	単価	鉄量	単位	馬分母運
										İ
		1-	 -			1-			-:	<u> </u>
		ļ <u>.</u>	1					+		-
			_	•						ļ <u>.</u>
			1						•	
			1				_ <u>:</u>	1 1		
			<u></u>							
		-	╁			1	•	╁╌╏		<u> </u>
		<u>.</u>	ļ					\sqcup		ļ
								1 [
		1				i				
		 	 			-		\vdash		
			<u> </u>							
		1.								
		 					•	-		<u> </u>
		<u> </u>	 			$\vdash \vdash$				-
- -		1	 			 		H		
	<u>.</u>									
										ļ

北海道空知地域創生協議会

※固定資産台帳を 新設 (新設) ※備品台帳を新設

(別記様式9)

備品台帳

		規格 品質 形状	記号 番号		長高	4.高		#	在馬	使用状况 成分征道	
年月日	品名	多状	番号	数量	単低	数重	単価	数量	- 単領	机分程道	
_											
			╁╌			1					
		<u>-</u>	-			1		\vdash		1	
	<u> </u>		+		-	-		\vdash		 	
	<u></u>		<u> </u>							ļ .	
	· 			1							
			╁			1		\vdash			
	-		1								
- +		<u></u>	 			 					
			₩			-				ļ <u> </u>	
								ll		<u> </u>	
			Π						-		
			\vdash	-						· ·	
						 		\vdash			
i			ļ								
									•		
	<u> </u>		· ·							 	
				Ш							
		1									
-										Ì	
			<u> </u>			\vdash				ļ	
			{								

业海港空机协协创生拉議会

※切手受払簿を新 (新設) 設 (別記様式10) 切手受払簿 合計 游月供吊頭 岩月芸蔵 北海道空知地域創生協議会

北海道空知地域創生協議会文書管理規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道空知地域創生協議会設置要綱第14条の規定に基づき、北海道空知地域創生協議会(以下「協議会」という。)の文書管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱いの原則)

- 第2条 協議会で取り扱う文書は、協議会の事務局(以下「事務局」という。)において処理する。
- 2 事務局の職員は、文書の取扱いを的確かつ迅速に行わなければならない。
- 3 事務局の職員は、文書を常に丁寧に取り扱うとともに、その受渡しを確実に行い、汚損し又は紛失しないように万全の注意を払わなければならない。
- 4 事務局は、文書の効率的な利用を図るため、常に文書の所在を明らかにしなければならない。 (到達した文書の処理)
- 第3条 協議会に到達した文書は、事務局次長が収受しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他事務処理を円滑に行う必要がある場合は、事務局次長があらかじめ指定した事務局の職員が収受することができる。
- 3 事務局は、到達した文書を速やかに開封のうえ、必要に応じて回覧し、簿冊に保存しなければならない。

(文書の作成)

- 第4条 事務局の職員は、協議会における経緯を含めた意思決定に至る過程並びに協議会の事務及び 事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものであ る場合を除き、文書を作成しなければならない。
- 2 事務局の職員は、次に掲げる重要な意思の決定に関する事項その他の事項について、適切に文書 を作成しなければならない。
 - (1) 協議会の事業の実施に関する事項
 - (2) 規程等の制定又は改廃
 - (3) 行政機関又は民間の団体との申合せ等
 - (4) 総会、幹事会その他の会議の開催に関する事項
 - (5) 協議会の事業の実施方針等に影響を及ぼす打合せの記録
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認める事項

(決定書案の作成)

- 第5条 事務局の職員は、協議会の意思決定を行う場合は、決定書案を作成しなければならない。 (報告書の作成)
- 第6条 事務局の職員は、協議会の運営に当たって報告が必要な場合は、報告書を作成しなければな らない。

(記号及び番号)

第7条 施行文書には、「空地協」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽微な文書については、この限りでない。

(発信者名)

第8条 施行文書の発信者名は、会長名を用いなければならない。ただし、軽易な文書については、 この限りでない。

(公印)

- 第9条 事務局で使用する公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の公印の管守者は、事務局長とする。

(公印の押印)

第 10 条 施行文書のうち、送付を要するものであって公印の押印が必要であると事務局長が認める ものに限り、公印を押すものとする。

(文書の保存期間)

第11条 文書の保存期間は、別表第2のとおりとする。

(保存期間の起算日)

第 12 条 前条に定める文書の保存期間の起算日は、当該文書に係る事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、これにより難いものの起算日については、事務局長が別に定める。

(保管)

- 第13条 事務局は、処理が完結した事案に係る文書(以下「完結文書」という。)以外の文書のうち 次に掲げるものを事務局長が指定する場所で管理しなければならない。
 - (1) 決定を要しない文書にあっては報告済みのもの
 - (2) 決定を要する文書で施行を要しないものにあっては決定済みのもの
 - (3) 施行を要する文書にあっては施行済みのもの
 - (4) 随時追記され、又は更新される台帳、帳簿その他の文書
 - (5) 保存期間の起算日前までの間における完結文書

(保存)

第14条 事務局は、保存期間の起算日から次条に規定する廃棄又は引継ぎの日までの間、当該完結文書を事務局長が指定する場所で保存しなければならない。

(文書の廃棄又は引継ぎ)

第 15 条 協議会が保存している文書であって、保存期間の満了したもの又は協議会が解散すること となった時点で保存期間が満了していないものについては、事務局長の決定を経て廃棄又は北海道 空知総合振興局地域創生部地域政策課への引継ぎをしなければならない。

(廃棄の方法)

第16条 廃棄する文書のうち、他に内容を知られることにより支障が生ずると認められるものは、裁断、溶解、焼却、消去その他適切な方法により廃棄しなければならない。

(取扱注意文書の取扱い)

- 第 17 条 個人情報が記録されている文書その他その取扱いに注意が必要な文書(以下「取扱注意文書」という。)の取扱いについては、第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条の定めるところによる。
- 2 取扱注意文書は、その内容が関係者以外に漏れることがないよう、注意を払って取り扱わなければならない。
- 3 紙文書の取扱注意文書の回付、保管等に当たっては、持ち回りによる回付、鍵のかかる箇所への

保管その他その内容が関係者以外に漏れることがないような適切な方法によらなければならない。

- 4 電子文書の取扱注意文書の回付、保管等にあっては、関係者以外の者が閲覧することができないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 前条の規定は、取扱注意文書の廃棄について準用する。 (文書事務)
- 第18条 この規程に定めるもののほか、文書の受理、作成、回議及び決裁、施行、利用並びに廃棄については、北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)の規定に準じた取扱いとする。ただし、事務局長が別に定めた事項については、この限りでない。

附即

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

公印の種類	書体	形状	寸法	個数
北海道空知地域創生協議会長之	てん書体	正方形	$24~\mathrm{mm} \times 24~\mathrm{mm}$	1個
印		•		

別表第2 (第11条関係)

1 10 年保存

- 1 行政機関又は民間の団体との申合せ等に関する文書
- 2 規約等の制定又は改廃に関する文書
- 3 予算、決算及び出納に関する文書で重要な事項に係るもの
- 4 総会における審議に関する文書
- 5 統計書、試験研究資料等で重要な事項に係るもの
- 6 契約、補助金等に関する文書で重要な事項に係るもの
- 7 その他5年を超え10年以下の期間業務に使用する文書

2 5 年保存

- 1 予算、決算及び出納に関する文書
- 2 調査報告書類及び統計資料
- 3 契約、補助金等に関する文書
- 4 往復文書で重要な事項に係るもの
- 5 その他3年を超え5年以下の期間業務に使用する文書

3 3 年保存

- 1 往復文書
- 2 調査報告書類及び統計資料で簡易な事項に係るもの
- 3 その他1年を超え3年以下の期間業務に使用する文書

4 1年保存

- 1 往復文書で軽易な事項に係るもの
- 2 その他1年以下の期間業務に使用する文書

「そらち食の応援アンバサダー」の委嘱について

1 委嘱の経緯

- ・令和2年度に実施した「そらち・デ・ビューフェア2020」では、フリーアナウンサー佐藤麻 美さんに MC を務めていただいた。
- ・当日は佐藤さんのファンをはじめ、これまで空知地域創生協議会の活動を知らなかった道内 外の方約90名が参加。視聴者アンケートなどを通じて「空知の魅力を知るきっかけになっ た」との声が多く寄せられた。
- ・また、イベントをきっかけに、SNS による発信やふるさと納税、さらには空知に足を運び、商 品を購入するといった行動を起こした視聴者もいるなど、新たな「空知ファン」の獲得につ ながった。
- ・こうしたファンを増やし、空知との関係を深めるような行動をさらに促していくためには、 「食」に興味・関心のある方に的を絞った戦略的な情報発信をすることが効果的と考えてい る。

2 各分野の応援団の必要性

当協議会では、鈴井貴之さんに「そらち応援大使」に就任いただき、「空知」の知名度向上に 向けて連携して事業を展開しているところ。

一方で、新たなファン獲得やターゲットに直接届くような、より効果的な事業展開を図るに は、空知の PR ポイントごとに応援団が必要である。

その第1弾(1人目)として、イベントの MC としてだけでなく、自身の SNS で空知の食の魅 力発信に積極的にご協力いただいている佐藤麻美さんに、「そらち食の応援アンバサダー」に就 任いただき、定期的な情報発信を中心に空知の食に関する PR 活動をお願いしたい。

3 委嘱の内容

(1)活動内容

空知の「食」の魅力を SNS 等を通じて道内外に定期的に発信する活動

(2) 提供物等

活動に資するための情報や物資等の提供

(3) 任期

委嘱の日から1年間(以降自動更新)

(4)報酬

支給しない(ただし、アンバサダーとしての活動実績に応じて、その経費を支給する) ※詳細は、別紙覚書(案)のとおり

4 具体の活動内容(案)

管内 24 市町の美味しい食材・商品などを使った料理の紹介を、自身の SNS と連動して「そら ち・デ・ビュー」サイトで月1回連載する。





食材等お届け (24 市町月替わり)



twitter からの 日々の発信



「そらち・デ・ビュー」 からの情報発信

佐藤麻美氏の「そらち食の応援アンバサダー」就任に関する覚書(案)

北海道空知地域創生協議会(以下「甲」という。)と佐藤麻美氏(以下「乙」という。)は、空知地域の食の魅力をPRするため、乙を「そらち食の応援アンバサダー」として相互に連携・協力しながら空知地域の魅力発信事業に取り組むこととし、以下のとおり覚書を定める。

(活動)

第1条 乙は、「そらち食の応援アンバサダー」として、空知の魅力の一つである「食」の魅力を、 SNS 等を通じて道内外に定期的に発信する活動を行うこととする。

また、「そらち食の応援アンバサダー」としての円滑な活動に資するため、甲は乙に対し、次に掲げるものを提供する。

- (1) 就任にあたっての記念品
- (2) 空知の「食」の魅力に関する情報(観光情報誌、ポスター、パンフレット、各種刊行物等)
- (3) その他「そらち食の応援アンバサダー」の円滑な活動に資するため特に必要と認めたもの

(任期等)

- 第2条 「そらち食の応援アンバサダー」の任期は、委嘱の日から1年間とし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙双方から特段の申し出がなければ、その後も同様に更新するものとする。ただし、乙が次に掲げる要件に該当する場合は、任期途中であっても甲の権限において、その任を解くことができるものとする。
 - (1) 公序良俗に反する、又は「そらち食の応援アンバサダー」として相応しくない非行があった場合
 - (2) 乙の所在が不明となった場合
 - (3) 乙が希望する場合

(責任)

第3条 乙は、「そらち食の応援アンバサダー」の地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動等を行い、又は、第1条の活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、乙が全ての責任を負うこととし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(報酬等)

第4条 乙には報酬を支給しない。ただし、第1条に基づき実施した活動については、甲は実績に 基づき活動経費を支給することとする。

(この覚書にない事項)

第5条 この覚書に定めるものの他、空知地域の魅力発信事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月 日

甲 北海道空知地域創生協議会 会長 白 石 俊 哉 印

乙 フリーアナウンサー佐 藤 麻 美 印

北海道空知地域創生協議会 中間検証の実施について (案)

1 背 景

- ・地方創生の第1期の最終年度にあたる令和元年度(2019年度)に、本協議会事業の検証を 実施。
- ・この際は、事務局で検証作業を行い、幹事会(構成:各市町企画担当課長、空知総合振興局地域政策課地域資源活用推進室長)で議論の結果、今後の方向性として「常に効果検証を意識した事業運営を行うとともに、**外部検証の仕組みを検討する**」ことを示したところ。
- ・併せて、第2期(R2~R6)の中間年に当たる<u>令和3年度に、令和元年度からの取組について、事業成果を検証(中間検証)</u>するとともに、<u>令和4年度以降の協議会事業の進め方に</u> ついて方向性を検討し、事業計画に反映することとした。
- ・他方、令和2年2月以降は、新型コロナウィルスまん延防止の観点から、対面型の集客イベント開催や誘客促進といった従来方式のプロモーションから、「with コロナ」時代のイベント開催手法としてオンラインの活用や、SNS を活用した情報発信へとシフトしてきたところ。

新しい形のプロモーションのあり方や効果を測っていくためにも、**外部の有識者を交え** た評価体制を構築し、専門的な知見と幅広い視点から意見を聴取して検証を実施する必要 がある。

2 評価の実施体制

【考え方】

- ・単に外部の有識者のみを構成員とする別組織を設けるのではなく、<u>有識者と協議会構成員</u> との対話の下、協議会事業の目指すべき方向性を共有し、検証する体制を構築する。
- ・当面、従来方式の対面型プロモーションを再開する目途が立たないことから、令和2年度 事業をベースとして、事業の効果を検証する。
- ・協議会設置要綱第9条(改正前:第11条)に基づくプロジェクト会議として設置する。

【(仮称) 北海道空知地域創生協議会 事業検証プロジェクト会議 構成案】

※50 音順、敬称略

- 小川 巧 空知信用金庫地域支援部長
- 狩野 哲也 編集者兼ライター、狩野哲也事務所代表

(「まちのファンをつくる 自治体ウェブ発信テキスト」(学芸出版社) 著者)

・小磯 修二 (一社) 地域研究工房代表理事、北海道大学公共政策大学院客員教授、

(公社) 北海道観光振興機構会長

- ・幹事会構成員(協議会構成員のうち3市町の企画担当課長、事務局次長)
- ※幹事会構成員のうち、南空知(9市町)、中空知(10市町)、北空知(5市町)の各ブロックから1市町を本会議構成員とし、令和4年度以降は持ち回りとすることを想定。
- ※有識者の方には、出席の都度、道の規定に準じて報償費(10,000円)を支給する。

「北海道空知地域創生協議会」について

■ 協議会設立の背景

□ 空知地域の概要

・位置:北海道中央部よりやや西方、札幌市と旭川市の間に 位置。中央を石狩川が縦走し、南西部にかけて石狩 平野がひろがっている。

面積:5791.59 km²(三重県(5761.59 km²)とほぼ同じ)

• 人口: 308,336 人(平成27年国勢調査)



□ 地域の特色・課題

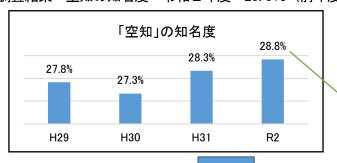
- ・札幌圏・旭川圏への通勤が可能で、空港や鉄道などのアクセスが良い。
- 道内最大の米の生産地で、炭鉱遺産等の景勝地やワインなどの個性的な地域資源も豊富。
- しかしながら、管内人口は全道平均を大きく上回る速度で減少。高齢化も進行している。

◆人口の推移 (H22~H27) : 全国 △0.8% 全道 △2.3% 管内 △8.3% ◆高齢化率 (H27) : 全国 26.6% 全道 29.1% 管内 36.9%

また、首都圏等において「空知」が広く認知されているとは言い難い状況にある。

◆空知の知名度に関する WEB アンケート調査(令和2年7月実施)

- ·調査対象 首都圏居住者(年代別·男女別)600名
- 調査結果 空知の知名度 令和2年度 28.8%(前年度比+0.5ポイント)



伸びているものの、 「空知」を知ってい る方は全体の3割弱 にとどまっている

「空知」の知名度向上、ブランド化の推進等に向けた各種取組を通じて地域の活性化を図るため、空知総合振興局と24市町が連携し、平成28年5月に「北海道空知地域創生協議会」を設立。

■ 組 織

口 構成員 北海道空知総合振興局、空知管内 24 市町

□ 組織 会 長 北海道空知総合振興局長

副会長岩見沢市長、滝川市長、深川市長

委員 各市町市町長

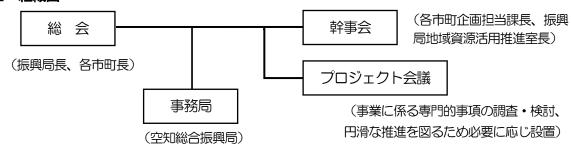
監 事 美唄市長、沼田町長

□ **幹事会** 各市町企画担当課長、北海道空知総合振興局地域政策課地域資源活用推進室長 □ **事務局** 北海道空知総合振興局

(総括:副局長、事務局長:地域創生部長、事務局次長:地域資源活用推進室長)



□ 組織図



協議会の主な取組

◆ロゴマーク・キャッチコピー作成 ◆PRパンフレット作成

H28年度 ◆ウェブサイト開設

- ◆セミナー開催
- ◆各種イベントへの参加

- ◆バスツアーの実施
- ◆産業遺産の活用(株)島津興業との連携)

	総合的なプロモーション	交流人口拡大	移住•定住促進
	◆「そらち・デ・ビュー フェア」の開催 (東京、札幌)	◆スタンプラリーの実施 ・施 ◆バスツアーの実施	◆「ふるさと回帰フェ ア」への参加
H29 年度 ~R 元年度	◆ウェブサイトリニュー アル	◆「ツーリズム EXPO ジャパン」への参加	◆「JOIN 移住・定住フェア」への参加
	◆そらち応援大使 鈴井 氏との連携	◆情報発信セミナーの 開催	◆ガイドブック「りく らす空知版」の作成
	◆首都圏飲食店との連携 PR	◆メディア向けプロモ ーション	◆移住定住ガイドブッ ク「空・知・住」の
	◆SNS による情報発信	◆そらちのフォトコン テスト(Instagram)	作成
		A ## 1 HD (1 100 F-#	

↑ 第1期 (H28年度~R元年度) の取組

↓ 第2期(R2年度 ~R6年度)の取組 総合的なプロモーション(重点化) 情報発信事業 ターゲットを明確にした戦略的なプロモーション ◆ウェブサイト「そら 札幌圏向け 首都圏向け ち・デ・ビュー」等に (空知をより理解して もらうプロモーション) (空知を認知してもらう よる多様な情報発信 プロモーション) • 情報提供体制の強化 記事クオリティの向上 ◆動画や写真等を活用 ◆多様な地域資源の魅 R2年度 し、空知の景観等を 力を掘り起こし、テ ◆SNS やそらち応援大 ~R6年度 ーマ別にプロモーシ 視覚的に訴求 使の知名度を活用した (予定) ョンを展開 ・PR 動画等の作成 情報発信 ・プロモーションイベ • そらち応援大使との連 ・デジタルサイネージ ント開催 等の活用による集中 ・テーマ別 PR 素材の 的プロモーション • Web サイトと SNS 作成 ほか との連携強化 • 空知にゆかりのある ヒト、企業への PR • SNS のフォロー増加 や情報拡散を誘発する ・メディアプロモーシ イベント等の開催など ョンの実施 ほか

「北海道空知地域創生協議会」役員等

1 役員

協議会役職	職	氏 名
会長	空知総合振興局長	白石 俊哉
副会長	岩見沢市長	松野 哲
11	滝川市長	前田 康吉
11	深川市長	山下 貴史
委員	夕張市長	厚谷 司
11	芦別市長	荻原 貢
11	赤平市長	畠山 渉
11	三笠市長	西城 賢策
11	砂川市長	善岡雅文
11	歌志内市長	柴田 一孔
11	南幌町長	大崎 貞二
11	奈井江町長	三本 英司
11	上砂川町長	奥山 光一
11	由仁町長	松村 諭
11	長沼町長	齋藤 良彦
11	栗山町長	佐々木 学
11	月形町長	上坂 隆一
11	浦臼町長	川畑 智昭
11	新十津川町長	熊田 義信
11	妹背牛町長	田中一典
11	秩父別町長	澁谷 信人
11	雨竜町長	西野 尚志
11	北竜町長	佐野 豊
監事	美唄市長	板東 知文
11	沼田町長	横山 茂

2 事務局

協議会役職	職	氏 名
事務局総括	空知総合振興局副局長兼地域創生総括	吉川政英
事務局長	空知総合振興局地域創生部長	名苗 拓央
事務局次長	空知総合振興局地域資源活用推進室長	柏木 邦子
事務局員	空知総合振興局地域資源活用推進室主査	新倉 敏之
11	空知総合振興局地域資源活用推進室主査	高井 彩衣
11	空知総合振興局地域資源活用推進室主査	佐々木 貴光
11	空知総合振興局地域資源活用推進室主査	山市 浩照
11	空知総合振興局地域資源活用推進室主査	湯浅 由希子
11	空知総合振興局地域資源活用推進室主事	山﨑 夏希